

福祉施設等でのマイナンバーカード出張申請受付について

市内にある福祉施設等へ市職員が訪問し、本人確認、写真撮影などを実施してマイナンバーカードの申請をお手伝いします。(無料)

作成されたマイナンバーカードは本人限定受取郵便又は簡易書留で送付します。

【実施期間】

令和8年9月1日～令和9年3月31日まで

土、日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日

午前10時～午後4時

(申込書は令和9年3月12日までに市必着)

【出張対象施設等】

本庄市内にある社会福祉法人等、各種団体(福祉施設等)

【申込みの要件】

- ・本庄市内にある社会福祉法人等、各種団体(福祉施設等)からの申込みであること。
- ・5名以上の申請者数が見込まれること。
- ・本出張申請受付の実施に係り、市との連絡調整していただける方(担当者)がいること。
- ・申請場所(会議室等)、電源、机、椅子、駐車場(車2台分)を無償で借用できること。
- ・実施日における申請会場への誘導、会場内での移動、写真撮影や必要書類の記入に介助が必要な申請者がいる場合は、介助者を手配していただけること。

【申請者の要件】

- ・本庄市に住民登録があること。
- ・申請日から2ヶ月以内に本庄市外へ転出予定がないこと。
- ・初めてのマイナンバーカードの申請であること。(2枚目以降の申請でないこと。)
- ・マイナンバーカードの申請について、本人の意思が確認できること。
- ・実施日当日、申請者本人が会場に来ることができること。
※申請者が15歳未満、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意被後見人である場合は、法定代理人も同伴できること。
- ・マイナンバーカードに設定する暗証番号を市職員が入力することに同意いただけること。
※暗証番号を設定しない顔認証マイナンバーカードを希望することもできます。
- ・郵便物の転送をかけていないこと。

【申請会場について】

会場の状況等を事前の打ち合わせでお伺いいたします。また、申請者が入所している部屋等から移動することが困難である場合は、居住区域で申請を受付けますので打ち合わせ時にご相談ください。

【申請手続きの所要時間】

申請者1人あたり約15分程度を見込んでいます。

【申請者に当日用意いただくもの】

① 申請者の本人確認書類

区分Aから1点 + 区分Bから1点

(上の本人確認書類が揃わない場合は、**区分Aから1点**または**区分Bから2点**をお持ちください。)

区分	本人確認書類
A (顔写真付のもの)	運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
B	資格確認書、介護保険被保険者証、子ども医療費受給者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)、生活保護受給証明書、母子健康手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、在留カード(顔写真なし)、特別永住者証明書(顔写真なし)

※原本を提示いただきます。有効期限内のものに限ります。

② 照会回答書(当該施設の入所者以外の方)

事前に住民票の住所へ郵送します。(当日、必ず持参してください。)

③ 通知カード(お持ちの方のみ。当日回収)

④ 印鑑(申請書類等の自筆が困難である方)

注意事項

・用意いただくものが不足していた場合、申請受付することができない場合があります。

・本人確認書類について例示しているものが用意できないような場合はご相談ください。

・申請者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意被後見人である場合は、後見人等の本人確認書類(①のうち「A2点」または「A1点とB1点」と登記事項証明書など代理権を確認できるものをご提示いただく必要があります。

・申請者が15歳未満である場合は、法定代理人の本人確認書類(①のうち「A2点」または「A1点とB1点」)、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)をご提示いただく必要があります。

【申込みからマイナンバーカード受取までの流れ】

1. 「申込書」(様式 1)と「申請希望者リスト」(様式 2)を実施希望日の3週間前までに本庄市役所市民課マイナンバー担当へ直接または郵送で提出してください。
 - ・市で実施日を調整いたします。
2. 日程を決定し、市からご担当者へ連絡いたします。また、実施日に向けて事前打ち合わせをさせていただきます。
 - ・申請会場について
 - ・写真撮影について
 - ・顔認証マイナンバーカード希望者について
 - ・本人確認資料等について
 - ・受取り方法について
3. 申請書類等を事前に施設へ送付いたします。また、当該施設の入所者以外の申請者(デイスサービスの利用者等)については、住民票の住所へ「照会回答書」を郵送します。
 - ・申請書類等について事前にご記入いただくようご案内をお願いいたします。
 - ・【申請者に当日用意いただくもの】について申請者に周知をお願いいたします。
 - ・「照会回答書」についても当日持参していただくよう声がけをお願いいたします。
4. 実施日当日、市職員が施設に出向きマイナンバーカードの申請を受付けます。
 - ・準備 : 職員は開始時間の 30 分~40 分前に到着し、会場の設営、受付準備をさせていただきます。
 - ・申請受付手順 : 以下手順は状況により変更となります。
 - ① 写真撮影
 - タブレットを使って職員が申請者の顔写真を撮影します。
 - ② 用意いただいた書類の確認、申請書等への記載
 - 本人確認書類、照会回答書等を確認します。
 - (必要な書類等が揃っていなかった場合、申請を受付けることができません。)
 - 事前にお渡しした申請書等の記載チェック、当日お渡しする申請書等への記載
 - ③ オンラインによる申請
 - その場でマイナンバーカードの申請受付が完了します。
5. 申請から約1ヶ月~1ヶ月半後にマイナンバーカードを本人限定受取り郵便または簡易書留で送付します。

問い合わせ 本庄市役所 市民課市民係 マイナンバー担当

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電話:0495-25-1246 FAX:0495-25-1190 メール:simin@city.honjo.lg.jp